2021年
3月25日
第562号

新運転

TOKYO JTUC DRIVERS CRAFT UNION

発行人
新産別運転者労働組合
（略称・新運転）
編集兼発行人 太田 武二
〒110-0003
東京都台東区根岸3－25－6
TEL 03－5603－1300
FAX 03－5603－5300
mail : sinunten@sinunten.or.jp

今春季生活闘争から 衆議院選挙・政権交代 を目指そう！

2021春季生活闘争は、昨年来続く新型コロナ禍による命の危機と経済生活の危機という二重危機が世界中に広がっている未曽有の情勢下で闘われている。

嘗て、共産主義という妖怪がヨーロッパ世界を変革するという宣言が出されたことがあったが、今回は中国武漢から広がったウイルスがあっという間に世界を変えてしまったと言えるのかもしれない。

その発端は、昨年2月27日、日本での感染拡大が見られないにもかかわらず当時の安倍首相が小中校、特別支援学校に、何と春休み明けまでの全国一斉休校を要請したことから始まった。

WHO（世界保健機関）がパンデミック宣言を発したのは3月11日（何故か東日本大震災の日）だったことからして、安倍首相の早とちりの要請は厳しく批判されるべきだった。

それから数度にわたる緊急事態宣言が出され、今日まで国民生活全体、とりわけ非正規で働く女性と仲間たちに計り知れない混乱と悪影響を及ぼし続けている。

それだけに連合傘下の産別に結集する多くの単組は、「コロナ禍を乗り越え、感染症対策と経済の自律的成長を両立していくには、これまでの賃上げの流れを継続する中で、分配構造の転換につながりうる賃上げと誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備を実現していくことが極めて重要であり、20年に亘るわが国の平均賃金の低下と雇用劣化の流れに逆戻りすることは、断じて防がねばならない。すべての働く者の将来不安の払拭に向けて、『人への投資』にこだわった交渉を粘り強く進め、最大限の回答を引き出していくことが我々の責務である。」とする今春闘の基本方針に立って奮闘しつつも我々が所属する「交通・運輸共闘連絡会」の産別では厳しい回答が続出している。

この一方、菅政権の新型コロナ対策の右往左往をはじめとする新年度予算が成立した。この間、日本学術会議会員任命拒否問題の居直りから長男の総務省違法接待問題の発覚への対応など、その本質が安倍前首相同様の憲法と法律、民主主義軽視、そして利権がらみの忖度政治にあるのは疑う余地がない。

時期の前後はあるにせよ、今年中には衆議院議員総選挙が必ず行われる。新運転として平和フォーラムに参加して築いてきた全国各地での運動と共闘の内実が問われることになる。市民連合が尽力してきた野党共闘による選挙協力体制は、今や全国的に取り組まれている。菅政権を退陣させ、政治を大きく変えていく岐路にあることを確認しながら、引き続き努力を積み重ねていきたい。

新型コロナ緊急事態宣言下 第31回定期大会を6月12日に延期！

菅内閣の内閣官房新型コロナ感染対策推進室から1月7日から3月7日まで出されていた緊急事態宣言は、2月2日に首都圏は元より関西圏に適用された中で、2月22日、中央本部の持回り執行委員会という形式で、3月14日開催予定の第31回定期大会を6月12日（土）午後3時に延期することが決定された。

その後の26日には、関西圏が解除され、首都圏のみに期間の延長が宣言されていたが、3月18日に21日から全面解除となった。問題は感染収束のカギとなるワクチン接種が遅々として進まない状況でその時期までに感染が収束するかどうかである。

そうした最悪の状況を避けるべく、会場を例年のタブレット会館から連合会館に変更することとして、開催に万全を期すことになった。

それに連動しては労供労連第18回総会も翌日の日曜日、広い南部労政会館で午後2時から開催することになっている。

二〇二一年二月二十二日

告　示

新産別運転者労働組合
中央執行委員長　折井洋之

組合規約第十四条に基づき新産別運転者労働組合の第三十一回定期全国大会を次の通り開催する。

記

一、日　時
二〇二一年六月十二日（土）午後三時
一、会　場　連合会館　502会議室
東京都千代田区神田駿河台3-2-11
TEL：03-3253-1771（代）
一、大会の構成　役員ならびに大会代議員
一、議事
1、経過報告および会計監査報告
2、運動方針案　予算案
3、決議案　大会宣言案
4、役員改選
5、その他

以上

労供労連第18回総会開催

日　　時　2021年6月13日（日）午後2時より
場　　所　『東京都南部労政会館』2階　第5会議室
東京都品川区大崎1－11－1
ゲートシティ大崎ウエストタワー2階
電話　03－3495－4915

議　　事
1. 2021年経過報告
2. 2022年活動方針案
3. 役員改選
4. その他

東日本大震災 福島原発事故から10年を迎えて！

この3月11日、東日本大震災・福島第一原発事故から10年が経過した。廃炉にむけて最も難関といわれる溶融核燃料（デブリ）の取り出し作業は極端に高い放射線に阻まれ、デブリの全容を把握することができず、今でも福島だけでなく多くの地域に「原子力緊急事態宣言」が出されたままとなっている。

そして、原発事故の「風化」が懸念される中、被災地福島では、原発事故から10年目迎える中でも37299人の方々が、今なお長期の避難生活を余儀なくされ、生活不安とストレスによる災害関連死と認定される人も増え続けている。

当時の安倍政権は、原子力緊急事態宣言を解除することができないにも拘わらずオリンピック招致の国際会議で「放射能汚染はアンダーコントロール」と大嘘をつき、本来なら一般人が立ち入ることができない放射能管理区域と同じ年間20ミリシーベルを基準値として居住制限区域・避難指示解除準備区域などの避難指示解除を行い、菅政権もその路線で支援打ち切っている。

既にオリンピック・パラリンピックの聖火リレーが被災地福島の東京電力のJビレッジから始まった中、福島を忘れない・原発ゼロに向けて希望のリレーを走り抜かなければならない。

一方、日本政府の対米隷属による条約無視にも拘らず、今年の1月22日、核兵器禁止条約が発効し、核兵器廃絶という希望へ大きな一歩を記している。

連合春闘決起集会開催！

去る3月2日、今春季生活闘争のヤマ場に向けた意志結集を目的とし、構成組織・地方連合会を中心に計1261名が参加した。

2月5日の闘争開始宣言の時は、連合運動始まって以来初の「バーチャルリアリティーとユーチューブ」参加だったが、今回はZoomウエビナーオンライン開催となった。

はじめに神津中央闘争委員長は、「コロナ禍の影響は業種・業態によって様々だが、それぞれの要求には、この1年間の組合員の大いなる思いが込められている。この20年余りの賃金低下・雇用の劣化への逆戻りという、その危機をはねのけなければならない」とした上で、「コロナ禍の克服は社会全体で立ち向かわなければ成り立たない。先行組合が引き出す回答は、日本の将来をつないでいくためのメッセージとならなければならない。すべての働く者の処遇改善を実現し、何としても分配構造の転換をはたすため、連合一丸となって闘い抜いていく」と決意を述べた。

そして、金属共闘連絡会議の高倉自動車総連会長、化学・食品・製造等共闘連絡会議の酒向JEC連合会長、インフラ・公益共闘連絡会議の坂田電力総連会長、流通・サービス・金融等共闘連絡会議の松浦UAゼンセン会長、交通・運輸共闘連絡会議の木村私鉄総連中央執行委員長という5部門別共闘連絡会議の代表が決意を述べ、連合政策委員会の難波委員長（運輸労連中央執行委員長）の決意表明を受けて集会アピール案の提起・採択、相原中央闘争事務局長のがんばろう三唱で決意を確認し合った。

第92回メーデー開催!!

「働くすべての仲間の祭典」であるメーデーに多くの組合員・家族が集まることの意義・重要性と新型コロナウイルス感染症の集団感染発生回避のために安心・安全を最優先したメーデー開催とすることとし、以下新たなメーデーの開催形式となった。

【参加方法】(1)現地会場（代々木公園野外音楽堂）での参加　(2)Zoomでの視聴参加　(3)YouTube Liveでの視聴参加の三方法。

尚、現地会場参加者数は2000名規模とされ、労供労連への参加者数は5名、Zoom2名となっている。

以心伝心

— 新型コロナの陰 —

◎新型コロナ感染キャンペーン・パンデミック宣言が世界中を席巻して一年間以上。◎いつの間にか第2波から第3波、そして変異型での感染報道が拡大。◎死者数は、3月26日速報値で、東京は1651人、日本全体で8908人、世界全体では2742357人となっている。◎一方、2年前のインフルエンザ感染者数は7287000人、死者は3325人で肺炎などの呼吸器系の疾患による死亡者数は毎年20万人となっている。◎何故か、同じ尊い命の喪失・死者たちは、結果的に新型コロナ禍の陰に隠されてる。◎更に緊急事態宣言下で病院は元より教育現場や高齢者施設、飲食店、コンサート、演劇、観光業界など感染被害と比較にならないほどの経済損失を被っている。◎コロナウイルスの語源は、嫌というほど見せられてきた映像にあるように太陽のコロナに似ているからだという。◎実際の太陽コロナは皆既日食で月に隠れた太陽の光が冠のように見え、特殊な望遠鏡以外では直接肉眼で見ることはできない。◎コロナとは月によって隠された太陽本体ではなく外側の天体に広がる発行体である。◎我々が見せられている新型コロナもコンピューターの過去データーから作られた映像だという。◎ウイルスへの免疫力より洗脳に対する免疫力を高める能力が求められているのではないかと思う。

各地本だより

東京地本

この時期、普段であれば桜満開、春爛漫の東京からというところですが、去る21日に2か月半ぶりに首都圏の緊急事態宣言が解除されたばかりの状態で相変わらず落ち着かない日々を送っています。というのも感染防止策の頼みの綱と言われるワクチン接種が一向に進まないこともあり、感染者数が下止まり状態となっているからです。

更に、感染防止の推進責任者である菅首相の国会答弁の曖昧模糊ぶりに苛立ちを覚え、ストレスが溜まっています。

そうしたストレス過剰による免疫低下や原発放射能汚染の影響かは不明ですが、病気療養中だった元執行委員長の草刈脩二氏が2月12日、永年個人タクシー部書記を務めた小林初枝氏が14日と相次いで死去され、2月の執行委員会で黙祷を捧げました。小林さんは書道家としても優れた方で、新運転中央本部の新年号一面の「謹賀新年」の筆字を故篠﨑委員長の後を引き継いで長年書いていただいてきた方でした。

そして、機関会議については昨年同様「三密」を避けるために参加者を限定して開催していますし、毎年恒例の本部と支部の旗開きは残念ながら中止となっています。また、1月から始まった組織財政委員会では、タクシー部の今後の運営、清掃事業で働く三者間有期供給契約者、「こくみん共済COOP」の慶弔共済の見直し等について議論が進んでいます。

また、直近の18日に開催された第893回執行委員会で確認された諸活動としては、例年実施している春の交通安全講習会を4月中に二回開くこと、各支部での健康診断の実施などに加えて、この7月に行われる都議会議員選挙の推薦候補者として長年付き合ってきた都民ファーストの「田の上いくこ」「たきぐち学」「中山ひろゆき」三名の現職と「大沢昇」元議員を決定しました。ご存じのように、都議会議員選挙の結果は、後の衆議院議員選挙に大きな影響を及ぼすことになると言われているだけに政権交代を目指す第一歩として7月選挙を戦うことになりました。

最後に残念な報告としては、新運転結成の原動力となったタクシー組合員が運営してきた個人タクシー部が組織人員の激減と前理事長と小林書記の急逝等の結果、この4月末をもって解散となっています。

まさに新運転60年以上の歴史と労供事業の変化が如実に表れた結果かと思っています。その残念な想いを今後の東京地本の労供事業の拡充に振り向けていく所存です。

執行委員長　菅原　元

関西地本

緊急事態宣言が解除された。直近の新規感染者数は下げ止まりであり、寧ろ増加に転じていることを医療関係者は危惧しているなかでの解除である。緊急事態宣言時には外出を控えるようアナウンスしていたが、解除の開放感か繁華街は軒並み人出が増加し、開花宣言がされている各地の行楽地への人の出は、昨年開催が禁止されたこともあり各地に多数押しかけている。GW前に再び第四波が起きないか懸念を持っている。

政・官・民の癒着は此処に来て外部への噴出が止まらない一強多弱の政治勢力が招いた結果、まさに自民党政権そのものである。国会における論戦は、大臣や政務三役、官僚の業者との会食の有無についての質疑に集中しているが、コロナ禍における予算配分の論戦に集中してもらいたい。

関西の概況であるが、年度末を迎へ生コンの出荷状況にやや陰りが見えているが、それでも在籍組合員のあぶれ受給資格は100％達成しているなかで、企業内労組で構成される近畿生コン関連協議会と専業労供労組で構成される関西労供労組協議会において日額千円の引き上げを求めることを決定し、西日本オーナー会、大阪広域生コン協同組合へ申し入れをおこなった。傭車業者の運転手不足を含む運転者の効果的な配車を構築するために効率的運営を目指す労供ネットワーク等の課題も合わせ協議を深めていきたい。

また、職能的免許である大型免許を所持する人数が減少し、人手不足を解消するためにも、条件の向上は不可欠である。それと、コロナ禍においてこの一年で九万七千人の人達が解雇や雇い止めになっている。

今こそ労供事業の真価を発揮し、魅力ある運転業界への労働者の参入を促進しなければならないし、異業種へのマッチング機能を強化するチャンスと捉えている。

執行委員長　白土武裕

埼玉地本

今年も記録的な早さで全国各地から桜の開花宣言が続々届いておりますが、ここ埼玉でも今週一気に満開となるなど、いよいよ春本番となってきました。年明けから再発令されていた緊急事態宣言も関東一都三県でもようやく解除となりましたが、解除された途端に空港や主要駅などの人出が急激に増加しており、その様子が連日のように報道でも取り上げられています。人の移動が増えれば感染者数も増加するのは周知の事実ではありますが、このところ全国主要都市の新規感染者数が増加傾向にありましたが、PCR検査ではすべて陰性でした。

労供需要も新型コロナの影響も無く、各社とも増加傾向にあります。需要の増大はうれしい悲鳴ですが、新規加入者と病気療養離脱でプラスマイナスゼロという状況が続き、生コン、トラック、馬運車共に今後も人員不足が解消できそうにありません。

先の見えない状況ですが、最低でも夏までには緩和できるように頑張っていきたいと思ってるところですが、この人員不足のあおりで年明けから執行委員会も開けない状況が続き、対策に向けての議論が進んでいないのが実情です。

首都圏を最後に全国的に緊急事態宣言が解除になりましたが、新型・変異コロナ感染には十分に注意して共に頑張って行きましょう。

書記長　田中　浩

滋賀地本

桜の開花宣言が各地で出始め、新型コロナ感染の緊急事態宣言も全国的に解除されたとはいえ、雇止め休業は勿論、廃業に追い込まれる事業者が続出し、非正規労働者の中でも女性の困窮者の自殺者が増える事態が社会問題化し、卒業式や各種イベントなどでは入場規制がまだまだ続いているようです。

昨年来、後手後手の対策しか出来ない菅政権では、解除後の感染者数はまたぞろ徐々に増加し、ワクチン接種が出来る頃には第4派で感染拡大しているのではないかと心配です。また、6月に延期となった新運転全国大会と労供労連総会が開けることを祈っています。

さて、滋賀地本では2月から3月にかけて、一部でクラスター感染の疑いがあることを見ても、解除後の人の移動が要因のひとつとしてあるのではないかと思います。感染の再拡大を防ぐためには、政府の感染防止対策に頼るだけでなく、解除になったからと言って歓送迎会や花見などの宴会を行うなど気の緩みを出すことなく、やはり一人ひとりのコロナ禍における心構えが必要なのではと思う今日この頃です。

それにしても緊急事態宣言下で、模範を示すべき立場の国会議員をはじめ、総務省役員たちが夜の繁華街での会合、接待が相次いで暴露されたのには怒りと同時にあきれるばかりでした。しかもその接待疑惑の中心人物が菅首相の長男で、第一次安倍内閣で総務大臣秘書官に当時の菅官房長官が抜擢していた人物とあっては、嘗ての「モリカケ」疑惑同様接待の裏取引疑惑を明らかにすべきでしょう。

さて労供概況ですが、年明けに緊急事態再発令となったわりには今のところその影響もなく例年以上に需要は伸びております。このところ順調に新規組合員の加入もありますが、日によってはそれでも供給しきれない日もあり、引き続き加入促進に力を入れ新年度に向けて取り組んで参ります。

執行委員長　折井洋之

労働組合による労働者供給事業の法理（三）

―職安法制定～45条廃止論～「供給・派遣」、そして立法論―

萬井隆令

（3）70年ミスと研究者の対応（略）

（4）判例と70年ミス

鶴菱運輸事件では組合脱退を理由として就労を拒否された労働者が供給先との黙示の労働契約成立を主張したが、裁判所は「供給のある限りにおいて成立する使用関係」と判断し、主張を退けた（44）。派遣法施行後の泰進交通事件では、裁判所は労働者供給について『別添』と同じことを述べた後、供給元と労働者の間に雇用関係がなく、「供給先であるYに…雇用させることを約して行われ」たと判示し、70年ミスを継承している（45）。

なお、有料職業紹介業A社は紹介を待つ労働者Xを紹介先B社の施設内で8時20分から1000円支払って1時間待機させ、B社で仕事が有ればそのまま9時から就業し、無ければ帰宅させていたが、就業した日、9時から20分間、労働契約が重複して存在したとして労働者供給事業と解した判決がある。A社による紹介からB社における就業まで時間差をおかないために、待機と紹介・採用（就業）が連続しただけのことで、B社が直接雇用しているのであり、労供事業に該当するわけがない。裁判所は労供事業の意味も、その禁止の趣旨も理解していない。

（5）70年ミスの行方

（ア）70年ミスの影響

労供事業を行なう労働組合は、先に見た研究者の認識に照らすと、無理からぬとこではあるが、行政解釈の影響を強く受けている。労供労組協のHPでは、図において、供給先と労働者とを結ぶ線に「雇用関係、指揮命令関係」と記し、本文でも「供給される組合員は供給組合および供給先企業と雇用関係を持つ…雇用責任は供給契約期間中に限り供給元および供給先企業が負う」と述べている。

（イ）最近の変化

最近、異なる状況が現れた。労供事業を行なう労働組合の連合体である全国労供事業労働組合連合会（労供労連）は厚労省に対し、雇用保険の適用状況の改善等を求めた際、文書によって7項目の質問を行なった。最初に、『業務取扱要領』等で、供給先が労働条件を変更するため「当初示した労働条件を変更して労働契約を締結しようとする場合…」とか「雇用契約は供給先事業所と組合員が締結する…」等と述べていることを指摘し、「図示において、労働者と供給先事業所との関係を派遣法が制定される前は『使用関係』と表記していたのが、制定後に『雇用関係』となった理由を明らかにして欲しい」と求めた。暗に70年ミスを指摘し、組合員個人が供給先と労働契約を取り交わすことはあり得ないとの認識に基づいたものである。ところが、厚労省職安局需給調整事業課は2018年3月22日、「詳しい経緯については、不明ですが…」で始まり、派遣法制定時、「供給元と雇用関係があり、供給先と指揮命令関係にあるものについて労働者派遣事業に整理したことによるものと推測されます」と文書回答した。精査したのかは不明であるが、「経緯」は「不明」とし、しかも「推測」の内容は的外れで、質問に対応する真面な回答になっていない。組合側は納得せず、5月に再交渉した際は、拙著『労働者派遣法論』を持参し、70年ミスを指摘する該当箇所を示して再度、回答を求めたが、厚労省側は「回答できなかった」と伝えられる（47）。

当該ミスについての筆者の指摘から10年以上も経ち、労供労連の質問からでも既に1年以上経っている。今や、70年ミスに気が付かなかったという弁明は通用しないし、労供事業概念の理解や同事業禁止の理由について説明を公式に求められた以上、いつまでも回答なしでは済まされまい。厚労省の対応の行方が注目される。

（6）70年ミスが導いたもの

『別添』は、労供事業と見られる要件を極力狭く設定しているが、偽装請負が争われた事案等を観察すると、広義の人材派遣に関しては、大企業が全額出資して設立した、実質的には法人格否認の法理が妥当する、当該大企業の人事部的な会社も少なくはない。それでも『別添』によれば、労供事業ということになるが、供給先は労働者を雇用しているということになる。

しかし、繰り返すように、労供事業は、現実に就業を指揮命令する企業が「使用者」責任を取らないことが数々の弊害を持つから禁止されたが、供給先（就業先）が「使用者」責任をとるとすれば、それを禁止する理由はどこにもなくなるから、職安法44条を適用する実質的な意義はなくなり、労働組合に対して特に労供事業を許可する必要もなくなる。さらには、派遣法が、労働者を雇用しないものとする「派遣」の定義、ひいては、間接雇用の特別な形態として派遣を容認する派遣法全体の存在意義に疑問が生じることになる。その意味で、供給先と供給された労働者の関係を如何に解するか、両者間に労働契約が存するのかは実に重要な問題であった。

それだけに、70年ミスが導いたのは、間接雇用についての法制度全体を理論的に根底から揺るがす事態であった。労働者供給の図において、供給先と労働者を結ぶ線に「雇用関係」と記す厚労省や研究者達にその自覚があるのか、極めて疑問である。

4　労組による労働者供給事業の枠組み変更問題

（1）派遣法制定と45条廃止論

派遣法制定の過程で、職安法45条廃止の動きがあった。

1978年7月、行政管理庁『民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告』の公表を契機に派遣法制定に向かうことになったが、同『勧告』および、それを承けた労働省の、今後の労働力需給システム研究会の1980年4月『提言』は、職安法45条の廃止と労働組合による職業紹介事業への移行を提言した。

派遣法制定に深く関与した高梨昌氏は、労供事業を営む労組は「無料」を義務付けられる上に煩雑な業務を課せられ、事業を進め難くなっていると指摘し、労働組合が「組合員を雇用して派遣先企業と労働者派遣契約を締結して労働者供給事業を営むことは、労働組合の本来の趣旨に反しかねない」、職安法45条の廃止等が「有効適切である」と主張された（48）。高梨氏は、派遣と労働者供給を混同し、また労組は組合員を「雇用」すると述べており、労組の労供事業の意義を正確に理解されていたのか、疑問である。

関係する労働組合の反対運動の中で労供労組協が結成された。職安法45条の廃止は断念され、逆に、「労働組合法による労働組合が…」としていた45条の、「労働組合法による」を削除し、「労働組合等が…」として、労働組合「等」、つまり労働組合に準ずる公務員組合等も労供事業を行ない得るように拡張する方向に修正された（4条8項）。

（2）「供給・派遣」型の浮上

（ア）1999年派遣法改正と「供給・派遣」型の浮上

労供事業では、供給先は労基法上の「使用者」ではないから、労働者に直接、賃金を支払うことはないし、社会保険の加入手続きをすることはできない。それは労働者にとっては現実には不都合なことであった。

1999年派遣法改正の際、労供労組協は労働省と折衝の末、「派遣制度の傘に入る形で供給元と派遣先の間に労働組合がつくる派遣事業体を入れる方式」、つまり、労働組合が中小企業等協同組合法に基づき労働者の相互扶助を目的とする企業組合あるいは一般の有限会社等の事業体を設立し、その事業体に労働者を供給し、当該事業体は当該労働者を雇用して、派遣法に沿う派遣業者となり、彼らを他の企業に派遣するという「供給・派遣」制度が容認された（49）。「労働組合に事業主性を擬制的に与える方策」として、労働組合が設立する事業体を経由して就業先に派遣すると法律構成し、派遣法2条1号における「派遣」の定義に沿う形式を強引に整えたわけである。

労働組合による供給先（事業体）と、その供給先が派遣し、実際にその指示に従って就業する関係になる派遣先との区別を鮮明にするため、以下、後者は〝就業先〟と呼ぶことにする。

平成11年（1999年）11月11日『労働者派遣事業関係業務取扱要領』において、派遣業許可の要件を定める派遣法7条1項4号に関わり、財産的基礎につき企業組合等が「労働組合等から供給される労働者を対象」とする場合は資本金を通常の半額で足りるとしたが（50）、それは「供給・派遣」を前提とするから、行政上、「供給・派遣」型が容認されたと考えられている